

◇ みなし議決権がある場合の同族会社の判定

Q : 同族会社の判定をする場合に、いわゆるみなし議決権があるときは、どのように取り扱われるのですか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

同族会社の判定は、株式数と議決権数の保有割合の多い上位3グループの合計が総株式数と議決権数のいずれか過半数を超えるかどうかによって判定しますが、同族会社の判定を議決権数によって行なう場合において、個人又は法人との間でそれらの意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がいるときは、その者が有する議決権をそれらの個人又は法人が有するものとみなして判定をすることとなっています。

したがって、たとえば、その会社の株主である甲の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している株主乙がある場合には、乙が有する議決権は甲が有するものとみなして、同族会社の判定をすることとなります。

ただし、その個人又は法人からは、その会社の株主等は除くとされていますので、たとえば、その会社の株主でない丙の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している株主丁がある場合には、丁が有する議決権は丙が有するものとみなすとともに、丙をその会社の株主とみなした上で、議決権数による同族会社の判定を行うこととなっています。

